

# 社会教育主事派遣要綱の制定

島根県教育庁生涯学習課

従来の「地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱」に替えて「社会教育主事派遣要綱」を制定し、平成21年度派遣から適用します。（改正点は下記のとおり）

## 記

1. 県教育委員会から市町村教育委員会へ派遣する社会教育主事の職名を、「地域教育コーディネーター」から「社会教育主事」に変更する。

### 【改正理由】

- ・ 昨今、放課後子どもプランのコーディネーター、学校支援地域本部の地域コーディネーターなど〇〇コーディネーターという名称が多数用いられるようになっており、「地域教育コーディネーター」という名称のままでは、それらと混同されるおそれもあり、住民や行政関係者に本来の役割が理解されにくくなっている。
- ・ 社会教育法の一部改正によって拡充された社会教育主事の職務権限を含め、専門性に立脚した職務を円滑に遂行していくため、法律に根拠のある「社会教育主事」という職名を用いることとする。

2. 県教育委員会だけでなく市町村教育委員会においても社会教育主事の発令を行うべきことを明確にする。

### 【改正理由】

- ・ 県から派遣する社会教育主事の任用について、従来、市町村教育委員会における社会教育主事発令についてバラつきが見られたが、社会教育主事の職務権限との関係から、市町村教育委員会における発令を必須とする。

3. 給与等の負担率を、市は2分の1、町村は4分の1とする。

### 【改正理由】

- ・ 昨年度、町村派遣が途絶えかねない状況を踏まえた緊急避難措置として負担率の読み替えに関する附則を定めたが、県の財政健全化と市町村の負担軽減という二律背反の要請のもとで、将来にわたって派遣制度を安定的に運用していくため、本則において市の負担率2分の1、町村の負担率4分の1を規定する。

4. 社会教育主事が従事する職務の表記を、「生涯学習・社会教育の推進に関する事務」から「社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務」に変更する。

### 【改正理由】

- ・ これまで「生涯学習」「社会教育」という用語について、国民だけでなく行政関係者にも概念の混乱・混同が見られたが、中央教育審議会答申（H20.2.19）において整理がなされ、「生涯学習振興行政」「社会教育行政」という用語が定義されたため、これに基づいて表記を変更する。

5. 「地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱」から「社会教育主事派遣要綱」への改正に伴い、条文中の用語の整理を行う。